

## ○研究記録管理規程

(平成26年10月23日規程第67号)

改正	平成26年11月14日規程第77号	平成26年12月25日規程第93号
	平成27年3月31日規程第46号	平成28年2月29日規程第27号
	平成28年3月31日規程第49号	平成28年4月13日規程第54号
	平成28年9月30日規程第84号	平成28年10月31日規程第86号
	平成29年3月31日規程第30号	平成30年3月30日規程第35号
	令和3年3月31日規程第403号	令和4年3月31日規程第510号
	令和5年3月31日規程第45号	令和6年3月31日規程第161号
	令和6年6月30日規程第168号	令和7年1月31日規程第10号
	令和7年3月24日規程第109号	

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の研究活動に従事する者（以下「研究者等」という。）が、その研究活動の公正性等を説明するために必要となる研究活動の記録について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究室主宰者」とは、研究室、部、室、チーム、ユニットその他研究活動を行うこれらに準ずる組織（以下「研究室等」という。）を主宰する者をいう。

- センター等とは、別表の左欄に掲げる組織をいう。
- センター長等とは、別表の中欄に掲げる者をいう。
- 研究推進部等とは、別表の右欄に掲げる組織をいう。
- この規程において「発明等」とは、職務発明規程（平成15年規程第7号）に規定する発明等をいう。
- この規程において「研究記録」とは、研究の計画、過程、結果、考察を示す次の各号に掲げるもののうち、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために必要となるものをいう。
  - 各種計測データ
  - ラボノート
  - その他研究の計画、過程、結果、考察を示すもの

### (研究記録)

第3条 研究者等は、自身の研究活動を行うに当たりその研究記録を、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために後に追跡可能な状態で、第5条に定める期間、保存しなければならない。

### (研究記録の確認)

第4条 研究室主宰者は、その所掌する組織に所属する研究者等が作成した研究記録を適宜確認しなければならない。

- センター長等は、所掌するセンター等における研究記録の確認の時期、方法その他必要な事項を別に定めるものとする。

### (研究記録の保存期間)

第5条 研究記録の保存期間は、当該研究成果発表後、原則5年間とする。

- 前項にかかわらず、特許出願を行う場合又は研究分野の特性等特別な事由がある場合は、合理的な保存期間を別に定めることができる。
- 研究成果発表に至らないと研究室主宰者が判断する研究記録の保存期間は、当該研究室主宰者が必要とする期間とする。
- 保存期間が満了する前に研究記録を廃棄しなければならない特別の理由があるときは、理事長の承認を得て、廃棄することができる。この場合において、廃棄

する研究記録の内容、当該特別の理由、廃棄年月日その他必要事項を記載した記録を作成しなければならない。

(研究記録の保存場所)

第6条 研究記録は、当該研究を行った研究室等において研究室主宰者の指示に従い適切に保存するものとする。

2 研究室等が廃止等の理由により研究室等で保存できない場合は、当該研究室等が所在する地区を所管する事業部が、当該研究室等が属するセンター等を担当する研究推進部等と協議して、保存場所を確保する等必要な措置をとるものとする。

(研究記録の研究所への提出)

第7条 研究者等は、以下の場合、研究所の求めに応じ、速やかに研究記録を研究所に提示又は提出しなければならない。

(1) 科学研究上の不正行為の防止等に関する規程（平成24年規程第61号）に定める研究不正に係る疑義を生ぜしめた場合

(2) 発明等の研究上得られる権利の確認が求められた場合

(3) その他研究所が必要と認めた場合

2 研究所は、前項において研究記録の提示又は提出を受けたときは、当該研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上の秘密とすべき情報が漏えいすることのないよう十分に配慮しなければならない。

(研究成果有体物としての取扱い)

第8条 研究記録の研究成果有体物としての取扱いは、研究成果有体物取扱規程（平成18年規程第10号）に基づくものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるほか、研究記録に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成26年11月14日規程第77号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日規程第93号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規程第46号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月29日規程第27号)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規程第49号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月13日規程第54号)

この規程は、平成28年4月14日から施行する。

附 則(平成28年9月30日規程第84号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年10月31日規程第86号)  
この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規程第30号)  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規程第35号)  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規程第403号)  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規程第510号)  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規程第45号)  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日規程第161号)  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月30日規程第168号)  
この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則(令和7年1月31日規程第10号)  
この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則(令和7年3月24日規程第109号)  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

センター等	センター長等	研究推進部等
最先端研究プラットフォーム連携(TRIP)事業本部 (プログラムを除く)	本部長	TRIP事業推進部
統合データ・計算科学プログラム	プログラムディレクター	
科学研究基盤モデル開発プログラム	プログラムディレクター	
基礎量子科学研究プログラム	プログラムディレクター	
創薬・医療技術基盤プログラム	プログラムディレクター	
先端半導体科学プログラム	プログラムディレクター	
理研産業協創プログラム	プログラムディレクター	
バトンゾーン研究推進プログラム	プログラムディレクター	
開拓研究所	所長	開拓科学研究推進部
数理創造研究センター	センター長	数理・計算・情報科学研究推進部

計算科学研究センター	センター長	計算科学研究推進部
量子コンピュータ研究センター	センター長	数理・計算・情報科学研究推進部
革新知能統合研究センター	センター長	
情報統合本部	本部長	情報統合研究推進部
生命医科学研究センター	センター長	生命科学研究推進部
生命機能科学研究センター	センター長	
脳神経科学研究センター	センター長	
バイオリソース研究センター	センター長	
環境資源科学研究センター	センター長	環境科学研究推進部
創発物性科学研究センター	センター長	物理科学研究推進部
光量子工学研究センター	センター長	
仁科加速器科学研究センター	センター長	
放射光科学研究センター	センター長	放射光科学研究推進部